

第 161 回国会で成立した IT 関連政府提出法案

1. IT 規制改革の推進

	法案名	府省名	概要
1	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律	内閣官房	民間事業者等に対して書面の保存等が法令上義務付けられている場合について、原則としてすべての場合に当該書面に係る電磁的記録による保存等を行うことを可能にするための共通事項を定める等、所要の法整備を行う。
2	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	内閣官房	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等を行う。

2. 知

	法案名	府省名	概要
3	信託業法（ ）	金融庁	知的財産権を含め財産権一般を受託可能財産とするとともに、金融機関以外の者による信託業への参入解禁を図る、ことなどを内容とする。

3. 電子商取引等の促進

	法案名	府省名	概要
4	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	内閣官房	紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的に、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図る。

4. その他

	法案名	府省名	概要
5	民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（ ）	法務省	民事訴訟手続をより国民に利用しやすくし、民事執行手続を一層、適正かつ迅速なものとするにより、円滑な権利実現が図られるようにするために、民事訴訟法、民事執行法及び非訟事件手続法の一部を改正する内容の民事訴訟法等の改正を行う。

第 159 回国会から継続審査のもの